

(午前10時00分)

○議長（佐藤忠吉） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから第2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

高橋保議員から欠席届が提出されております。やむを得ない状況と認め、受理したところでありますので、報告いたします。

代表監査委員につきましては、緊急なことが発生しまして、少々おくれる連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

○議長（佐藤忠吉） **日程第1**、一般質問に入ります。

質問は、配付しております一覧表のとおりとし、7日の引き続きといたします。

再質問は議席で行うことを許可します。

順番に発言を許可いたします。7番、大友又治君。

○7番（大友又治） おはようございます。それでは、さきに通告しておりました事項について、質問をさせていただきます。

平成24年版高齢社会白書によりますと、平成23年10月1日現在、日本の総人口は1億2,780万人で、65歳以上の高齢者人口は、過去最高の2,975万人となっています。総人口に占める高齢者の割合、高齢化率は23.3%となっています。日本の総人口は、今後長期の人口減少過程に入り、平成38年に1億2,000万人を下回った後も減少を続け、平成60年には9,913万人になり、平成72年には8,674万人になると推計されています。高齢者人口は団塊の世代、昭和22年から24年に生まれた者、私もその中の一人でございますが、その団塊の世代が65歳以上となる平成27年には3,657万人に達し、75歳以上となる平成37年には……これちょっと同じ、ちょっと間違いです。ちょっとデータを間違いました。3,657万と同じデータになります。これちょっと後ほど訂正したいと思います。今ちょっと持ち合わせがございません。75歳以上については、ちょっと保留にさせていただきます。高齢化率は上昇を続け、平成25年では25.1%で4人に1人となり、平成47年に33.4%で3人に1人、平成72年には高齢化率は39.9%に達し、国民の2.5人に1人が高齢者になると推計されています。昭和25年、1950年には、1人の高齢者を10人の現役世代、20歳から64歳で支えていたのが、平成22年には、高齢者1人に対して現役世代2.6人になっています。平成72年には、現役世代1.2人で高齢者1人を支えなければならなくなる、いわゆる肩車になると推計されています。

県は、平成24年3月、第6次山形県老人保健福祉計画、第5次山形県介護保険事業支援計画を策定し、一人一人の尊厳と自立が得られ、活力に満ちた安心と喜びの広がる長寿社会の実現

を基本目標としています。

県の平成22年10月1日現在の高齢者人口、65歳以上人口は32万1,722人で、総人口116万8,924人に占める割合、高齢化率は27.6%と、秋田県、島根県、高知県、山口県に次いで、全国で第5位に位置しています。県内でも最上圏域が一番高い29.4%となっています。

町は、平成14年策定のヘルシースマイル真室川21計画、平成23年3月策定の第5次真室川町総合計画（前期基本計画）をもとに、平成24年3月に平成24年度から26年度にかけての老人福祉計画、第5期介護保険事業計画を策定し、町民が健やかな町、安心して暮らせる町づくりを基本目標に掲げています。ちょっとデータは古いのですが、平成22年10月1日現在、これは国勢調査時の町の人口は9,165人で、うち65歳以上の高齢者は2,976人、高齢化率は32.5%となっています。

平成24年7月10日厚生労働省より、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を全部改正する件が告示され、平成25年4月1日から適用されます。この新基本方針は、21世紀の我が国において少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子供から高齢者まで全ての国民がともに支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージ、乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人生の生涯における各段階に応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、その結果、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、平成25年度から平成34年度までの21世紀における国民健康づくり運動、健康日本21の第2次を推進するものとなっています。

改正の内容は、（1）、国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向。（2）、国民の健康の増進の目標に関する事項。（3）、都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項。（4）、国民健康栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項。（5）、健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項。（6）、食生活、運動、休養、飲食、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項となっています。

県は、新基本方針を受けて、山形県健康づくり推進に関する計画について、県民の健康増進、がん対策及び歯科口腔保健対策を総合的に推進するため、新たに計画を策定し、平成25年4月のスタートに向けて準備を進めています。2月にはパブリックコメント、それから関係団体及び市町村への意見紹介、3月中旬に第3回策定委員会、それから計画決定、公表、ホームページ掲載、計画配付というような予定になっているようでございます。町の健康増進計画の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

平成22年の日本人の平均寿命、これはゼロ歳の平均余命は、厚生労働省平成22年完全生命表によりますと、男性が79.55歳、女性が86.30歳となっています。ちなみに平均寿命、長野県が

男性が80.88歳、女性が87.18歳ということで、男女ともに1位となっています。この原因として考えられるのは、長野県では漬物が非常に多いのですけれども、減塩運動を進めていった。それから、歩け歩け運動を推進した。そういったことの結果があらわれているのではないかとされており。ちなみに、山形県は男性が79.97歳、これは全国第9位、女性が86.28歳、これは全国28位となっております。

平成24年6月1日に、厚生労働省は初めて健康寿命を発表しました。健康寿命というのは、日常生活に制限のない期間ということだそうで、平成22年時点で男性が70.42歳、女性が73.62歳となっています。平均寿命と健康寿命の差は、男性9.13年、女性が12.68年で、日常生活に制限がある状態、つまり介護を受けたり、病気で寝たきりになったりしていることを示しています。

山形県の健康寿命は、男性70.78歳、これは全国15位、女性73.87歳、全国20位となっており、男女とも全国平均は上回っていますが、さらに上位を目指す必要があります。ちなみに、男性の1位は愛知県で71.74歳、女性も第3位となっています。それから、女性の1位は静岡県で75.32歳、男性が第2位となっています。それで、静岡県民のお茶の消費量というのが全国平均の約2倍ということで、緑茶に含まれるカテキン、それに糖尿病や動脈硬化を予防する効果がある。その効果の賜物ではないかなともされており。

新基本方針は、平均寿命の増加を上回る健康寿命の増加や、健康寿命の最も長い都道府県の数値を目標として、各県において健康寿命の延伸を図り、都道府県格差の縮小を目標としています。三大生活習慣病、がん、心疾患、脳血栓疾患による死亡率は60%を超えており、がん、循環器疾患、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患、腫瘍PDなど、生活習慣病等の発症予防と重症化予防の徹底を掲げています。がん検診等各種検診の受診率向上を図る必要があります。町の高齢者のうち要介護や要支援認定者以外の方々、これは高齢者の85%以上になるのですが、まだまだ元気で家庭や地域で頑張っています。高齢者の知識と経験を生かして、シルバー人材センターへの登録と、労働力として地域コミュニティーの潤滑役、文化、技術、芸能の伝承役、若手の指導役として大きな役割を務めています。少子高齢社会では、高齢者の力が地域活性化の鍵を握っていると言っても過言ではないと思います。長年住みなれた地域で高齢者が元気に暮らすためには、要支援や要介護にならないための介護予防事業施策の拡充が必要です。高齢者が身近な場所に集まり、閉じこもりの予防、認知症予防、仲間づくりや生きがいづくりのいきいきサロン普及事業や老人クラブ活動への支援等、介護予防事業の拡充が重要です。

新聞報道等によりますと、平成24年の全国の自殺者数は15年ぶりに3万人を下回ったということですが、速報値で2万7,766人とのことですが、まだまだ憂慮すべき事態であり、健康寿命の延伸のためにも、心の健康の推進に努める必要があります。

山形県は、多世代同居が多く、高齢者の単身世帯比率は全国で最も低い、そういう県でござ

いますが、周りを見ますと、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加しています。民生委員や地域包括支援センターを中心とした実態の把握と、突発的な災害、事故、急病に見舞われた高齢者の救助が迅速に行える緊急通報システムの整備等による安心安全な生活、老老介護負担の軽減と、また冬場の除雪は壮年者のいる世帯でも重労働であり、3年続きのしかも記録更新といった豪雪で、こういった中での老人除雪支援事業、それから生活支援ハウス運営事業等の拡充が必要だと思えます。町民の健康の維持増進、介護予防、地域貢献や社会参加の意欲増進などにつなげるべく、ポイント制度の導入を図るべきだと思えます。近隣では、最上町が平成23年6月からウエルネス健康ポイント制度を開始し、24年度さらにパワーアップしています。豊岡市の健康ポイント制度、宇部市のはつらつポイント制度など多くの事例があります。検証し、町の新規計画に盛り込むべきだと思えます。ヘルシースマイル21計画の効果を精査し、プラン・ドゥ・チェック・アクションのPDCAサイクルにより、継続的に改善し、平成25年度からの次期計画の目標達成に向けた早急な取り組みが必要です。

そこで、以下により町長にお伺いいたします。(1)、健やかに笑顔あふれる町づくりのために健康寿命の延伸を。①、町の健康増進計画の進捗状況は。②、がん検診等各種検診の受診率向上施策は。③、介護予防事業、心の健康づくりの拡充を。④、ひとり暮らし高齢者、高齢世帯への支援拡充を。⑤、健康ポイント制度(仮称)の導入を。

以上、私のこの場からの質問を終わります。

○議長(佐藤忠吉) 町長、井上薫君。

○町長(井上 薫) 大友又治議員のご質問、健やかに笑顔あふれる町づくりのために健康寿命の延伸をについてお答えいたします。

第5次真室川町総合計画の基本目標の一つとして掲げた健康と福祉の町づくりを目指し、平成14年10月に開所したヘルスケアセンターまむろ川を拠点として、保健、医療、福祉の体制の充実に努めております。ヘルスケアセンター開所と同じ平成14年度から計画期間が始まりました真室川町の健康づくり推進計画であるヘルシースマイル真室川21計画は、国の健康日本21運動を受け、乳児を持つ家族や中高生、20歳以上の年代別の住民アンケートや個人調査の結果を踏まえ、町民各層から検討会や策定委員会への参加によって策定されました。

この計画では、町の健康づくりの現状と課題を明らかにし、年代別の健康づくり目標、健康目標を示し、町民が健康づくり事業やイベント、検診に積極的に参加し、町民みずから1次予防重視の健康管理、健康寿命の延伸に努めていくことを目標に掲げ、各種の取り組みを展開してまいりました。平成21年度には、目標値の達成度合いを中間評価し、改善に向けた取り組みを強化してまいりました。

この結果、平成24年度見込みではありますが、乳幼児期では1歳6カ月児の虫歯有病率、仕上げ磨き実施率、哺乳瓶使用率、学童、少年、青年期においては、小中学生の虫歯有病率、1

人平均の虫歯本数、中学生の朝食欠食率が目標値を達成またはほぼ達成することができました。また、中高年期においては特定健診と各種がん検診の受診率を目標値に設定しておりますが、国のがん検診推進事業や町助成による自己負担軽減の効果もあり、大腸がん、子宮がんと乳がんの検診率は目標値を上回り、胃がん、肺がんの検診率はほぼ達成することができる見通しであります。老年期における目標である寝たきり防止や介護予防推進対策として普及、推進しているいきいきサロンは22カ所で開設され、現在19カ所で継続して運営されています。また、介護予防事業のいきいきシニア教室への参加は年々ふえ、平成24年度では延べ150名余りの参加を得ております。

1点目の、町の健康増進計画の進捗状況についてであります。議員ご指摘のとおり、国ではこれまでの健康増進の基本方針を見直し、第2次健康日本21運動を推進することとなりました。これに伴い、都道府県と市町村においても新たに健康増進計画を策定することが求められており、現在山形県も新たな健康づくり推進に関する計画案に対するパブリックコメントを集約中で、3月中に計画策定を行う予定となっております。

町も平成25年度を開始年度とする第2次ヘルシースマイル真室川21計画の策定を目指して、昨年11月に20歳以上の町民700名に対してアンケート調査を行い、現在集計、分析を進めており、また12月には町民各層からなる健康づくり推進部会において計画改定の方向性とスケジュール、健康づくり施策に対する意見をいただいております。

1次計画における各目標値の結果と町民アンケート、部会等の意見を踏まえ、3月中に第2次計画の素案をまとめ、健康づくり推進部会で検討いただき、成案とする予定となっております。

先般公表された平成22年都道府県別平均寿命によれば、山形県男性の17年に比較した伸び幅が全国一であったとのこと。山形県健康やまがた推進室では、平均寿命だけでなく、健康寿命もあわせて見ていきたいとしており、長寿は好ましいことではありますが、健康で日常生活に支障のない期間、つまり健康寿命を延ばすことが第2次健康日本21の最大目標であります。

市町村の健康寿命の算出については、国民生活基礎調査に準じた調査や介護情報、人口、死亡数等の基礎情報から得ることができるとされていますが、人口規模が小さい場合、指標の算定が困難であるためか、山形県では市町村別の健康寿命推計資料は公表されていませんが、第2次ヘルシースマイル真室川21計画においても、健康寿命延伸につながる健康目標値を定めてまいります。

次に、2点目のがん検診等各種検診の受診率向上施策はについてであります。先ほども述べましたように、国のがん検診推進事業とあわせ、町費助成により各種検診の自己負担軽減を引き続き実施し、また自営業の方や小規模小売店などの従事者に比較的未受診者が多いことか

ら、土・日検診の実施に加え、商工会等からのご協力を得ながら受診を促してまいります。

3点目の介護予防事業、心の健康づくりの拡充をについてはありますが、介護予防事業では、1次予防事業のいきいきシニア教室、2次予防事業の運動機能向上対策パワーリハビリ事業への参加者が年々ふえており、介護予防の意識が浸透し始めておりますので、効果的な介護予防、介護給付費抑制へつながることを期待し、引き続き実施してまいります。

また、心の健康づくりは、これまで取り組んできた啓蒙活動、保健師や心理療法士の専門職による相談を継続するとともに、地域での居場所、気軽に相談できる場所づくりを進めている住民自主的組織の活動支援を行ってまいります。

4点目のひとり暮らし高齢者、高齢世帯への支援拡充をについてはありますが、平成24年4月の当町におけるひとり暮らし高齢者は248人で、前年度よりはふえたものの、21年4月より11名減少しています。高齢者世帯は295世帯で、前年より30世帯増加し、75歳以上の人口及びひとり暮らしの方も年々ふえている状況にあります。身体機能や判断能力などの低下により、急病や負傷、災害などの緊急時に、自分だけでは救急要請や避難などが困難な方々もふえております。

昨年11月から町と社会福祉協議会、それに民生委員・児童委員の協力により、75歳以上のひとり暮らしの方や高齢者のみ世帯を皮切りに、災害時要援護者支援台帳への登録を始めております。今後は、障害者や難病者、65歳以上の方々にも、登録をしていただくよう勧めてまいります。登録された情報は、地域での防災活動や災害時の避難支援等に活用いただけるよう、自主防災組織や民生委員と共有し、要援護者にとって安心安全な地域生活の基礎としてまいります。

ご指摘の緊急通報システムについては、設置を希望される方々には速やかに設置できるよう新規購入、設置を行っており、高齢者世帯等除雪支援事業につきましては、24年度より従来の作業員の利用限度を倍増し、8人までの利用ができるようにしております。

また、生活支援ハウスには、基本的に自立されている高齢者が、冬期間の生活不安や退院後の通院困難などでひとり暮らしが不安な場合、一定期間入居していただいております。運営は社会福祉法人まむろ川福社会に委託しております。開所間もないころは、年間を通じた利用者もあり、定員の20名がいっぱいとなった時期もありましたが、要介護度合いが進んだ方々が町内の介護施設や有料老人ホーム等を利用されたこともあり、今冬の利用は14名にとまっております。今後も同程度の利用人数となると見込んでおり、現状の定数を拡大する必要はないと考えております。

最後に、5点目の健康ポイント制度の導入をのご提案ですが、議員ご紹介のとおり、健康づくりや介護予防等に関する事業への参加やボランティア活動の促進のためにポイント制度に取り組んでいる自治体が、最上町を初め、全国でもふえていることは承知しております。仮に導

入するとすれば、どのような事業への参加や活動を対象とし、どのようなポイント利用につながるべきなのかなど、多くの検討課題があろうかと思っておりますので、それぞれの取り組みの状況を研究し、当町にふさわしいものなのかを判断してまいりたいと考えます。

平成25年度からの町の健康づくり推進計画となる第2次ヘルシースマイル真室川21計画を基本として、人がやさしく支え合い健康で笑顔あふれるまちを目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 7番、大友又治君。

○7番（大友又治） それでは、まず5項目質問事項を出しているのですが、まずは1番目の町の健康増進計画の進捗状況。答弁の中に、第2次ヘルシースマイル真室川21計画においても、健康寿命延伸につながる健康目標値を定めてまいりますというような答弁になっているのですが、これはどういう目標値。例えば、健康寿命を何歳延ばすとか、壮年期死亡をどれくらい減らすとか、その目標値を定めてまいりますとあるのですが、まず具体的にわかりましたら教えていただきたいと思っております。

まず、これ1点です。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 議員ご質問の健康目標値ということでありました。

第1次におきましては、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、年齢に応じたそれぞれの目標、具体的には先ほどもありましたように虫歯の有病率とか、朝食の欠食率等々定めております。次期の計画においても、それぞれの数字というところでは現在第1次で定めた内容を中心というように考えております。ただ、健康寿命という部分、先ほども答弁にもありましたように、個々の市町村、特に山形県ではその数字を出しておりませんので、そこを目標にということは困難かなというように思っております。

また、検診の受診率等々、これにつきましてはがん検診、特定検診等々ありますので、その部分についてはもう既に保険者としての目標値、さらには国、県が示すがん受診率の目標値がございますので、それに準じた数字を目標値として定めてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤忠吉） 7番、大友又治君。

○7番（大友又治） 国、県が第2次計画ではこういったものは何%にもっていくという計画を、数値目標を掲げて、それに準じるというようなことでいいようですね。

それで、先ほど言いました検診の受診率としましては真室川町非常にいいほうで、国、県の目標をクリアしているものもありますので、これもぜひ、それで甘んじることなく、さらに向上を目指していただきたいと思っております。

それから、心の健康について住民自主的組織の活動支援というふうにございましたけれども、その具体的にどういったものがあって、どういう支援をしているのか。ちょっとまず住民自

主的組織、名称こういうものがあるとか、そういうのもちょっとわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） ちょっと具体的名を出さないで申しわけございませんでした。

2年ほど前に、いろいろな今まで心の健康づくりの講座等に参加いただいた方々から、お互いに今後自分たちでどんなことができるのだろうというようなことで話し合いたいという申し出がありまして、施設の一室をお貸ししたことがありました。それをきっかけにお互いには協働で何かをやりましょうということでスタートした組織が、ほっとハートまむろ川という名前で現在活動していらっしゃる。これまでも大型の紙芝居、あわせて寸劇とか、あと地域での呼びかけ、呼びかけというかティッシュペーパーを配って啓蒙活動、そういう活動にご協力をいただいていたのですが、1月から末広町1公民館をお借りして、今のところ3月まで月1回なのですが、コーヒーサロンということで活動をされているという状況であります。今後もほっとハートのほうでいろんな地域に根差した気軽に立ち寄れる場所、さらには気軽に相談ができる体制をつくりたいという考え方をお持ちのようでもありますので、行政とあわせながらそういう場を今後広げていくというような考えのようでもあります。

○議長（佐藤忠吉） 大友又治君。

○7番（大友又治） そのコーヒーサロンひだまり、これ活動支援の具体的な、例えばこういう支援をしている、町として、自殺防止のためにこういうサロンを、それに対してどのようなバックアップをしているのか、そこがまだちょっとお聞きできなかったものですから、何か実際に形としてこういう支援を具体的にしているのだというのがありましたら。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 具体的にと言われますと、うちの保健師がそのコーヒーサロンの開催日にお邪魔して、住民の方々の中でより深い相談があれば別枠で相談をすとか、あとグループの中で足りない部分と言うと変なのですが、物質的に足りない部分は支援をするという形をとっております。金銭等の支援は、今のところ予定をしておりません。

○議長（佐藤忠吉） 大友又治君。

○7番（大友又治） 真室川町が意外と自殺者が多い町ということを知ったことがあります、こういったものを支援しながら、自殺の大切な命を守るという活動を支援してやっていただきたいと思います。

それで、生活支援ハウスなのですけれども、私もちっとお知り合いの方が生活支援ハウスにお世話になっていてお邪魔したのですが、あそこ一回冬場入るともう出たくないぐらいやっぱりすばらしい環境だと思うのです。それで、冬期間今ちょっと非常にあれているのは、ヒートショックということで、例えばひとり暮らしの人たちが急にお風呂へ入ったら、そのとき

の温度差とかそういう、夜中にトイレ、そういったときの温度差等で、それで亡くなられる事例というのは非常にふえているようなのです。これは、そういったものに対して行政としても気をつけなさいよという啓蒙もしないといけない。ただ、あそこの支援ハウスに行くとそういう心配はないので、20人が定員なのにまだ14人しか入っていない。もう少し広報活動をすれば、あんないいところ、一回本当に入った人はもう夏場でもまた猛暑のときは入りたいというふうな希望もあると思うので、この辺のところをもう少し、この20名が定員いっぱいになるようなそういった広告、その啓蒙はどういうふうに行っているのでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 支援ハウスのまず定員について、先ほど話題ありますように、20名ではありますが、そのうち1人部屋、個室が16、夫婦もしくは2人で使える部屋が2室というような状況であります。現在お2人で使う希望の方がいらっしゃらないという状況の中で、16室を14名という状況になっています。最近になりましてまた利用希望があるというように、きょう朝聞いておりますので、最大のときは15かなと。ただ、この目的の中でも病院入院退院後の通院困難という方々の受け皿にもならざるを得ないという状況もありますので、常に満室の20ということについてはなるべく避けたいなど。先ほど答弁にもありましたように、過去に20になって、さらに希望があった時期がありました。そのときも病院からの退院を受け入れられないという状況で、ちょっと医療が終了するまでお待ちいただくなんていう状況もありましたので、やっぱり1もしくは2はバックアップ用に確保すべきかなというようには考えています。

PRのほうにつきましては、当然そういう方々地域にいらっしゃるといことは存じておりますし、ただ本人のご希望という部分が一番大事なかなと思っています。確かに雪が多くて、もしくは寒くて、いろいろ心配ではありますけれども、本人が長く住まわれた自宅で暮らしたいという希望について、無理強いすることもできませんので、地域の民生委員の方々から大丈夫かというような声がけをしていただくように、毎年民生委員の方々には今の利用状況なんかをお知らせしております。

また、運営を委託しておりますまむろ川福祉会のほうでも、夏場特にあいているというようなこともありまして、福祉課、病院と一緒にやっている健康福祉祭りの際には見学会なんかも開催しながら担当者が詳しく説明をしながらPRをさせていただいている状況であります。

○議長（佐藤忠吉） 7番、大友又治君。

○7番（大友又治） ことし3年続きの豪雪だったのですが、この支援ハウスというのはだんだんやっぱり必要性が増えていくのではないかと。町長答弁では、これ以上拡充は考えていないということですが、例えば今までは10戸あった集落が2戸になり、3戸になったときに、本当それこそ高齢世帯ばかりに2戸や3戸になったときには大変寂しいし、何かあっても困ると。そういったときに、そこの3戸の世帯が支援ハウスのほうに冬場だけは来ることができれ

ば、これはやっぱり住みなれたところに、そこでいつまでも元気であるのが一番いいのですけれども、そうやってだんだん少なくなったときに、そういう選択肢もあるよというのもまた必要なことなのかなというふうにもちょっと考えます。だから、ここで定数を拡大する必要は考えていないと言いますけれども、もう少しアンケート、それから民生委員を通じてアンケート等をとればもう少し要望があるのではないかなというふうな気はします。その辺はまた後ほどご一考いただければと思います。

それで、先ほどちょっと保留していたやつがありました。最初の65歳以上となる平成27年に3,657万人と同じ数字を並べていましたが、その27年3,395万人ですので、済みません、3,395万人で、75歳以上が3,657万ということでしたので、訂正させていただきます。

それから、あと健康ポイント制度なのですけれども、時間が余りなくなりましたが、最上町で、町のほうで何か消極的だなど、この答弁を見ますと。これ健康ポイント、最上町で23年6月からやって、当初40歳以上だったのですが、それでいろんな健康づくり事業とか健康教室、介護教室とか、それから町民プールのトレーニングとか。だから、このポイントをしようと思うのは、これは健康づくりに役立つなと思うのに全部それはポイントを与えればいいです。例えば1回行けば1ポイントとかです。

最上町の事例ですと、1回参加すると1ポイント、それで、50ポイントで満点となって、その満点となったもの1枚で町の商工会発行の3,000円分の商品券をもらえると。それが2枚になったら町内温泉1泊招待券と交換できると。それで、23年6月からですけれども、さらに拡充して若いうちからそういうものに興味を持ってもらうということで、20歳以上となっているわけですね。ですから、町のほうでも今いきいきサロンをやっているのですが、いきいきサロンとかシニアクラブとか、そういう出た人たちももちろんポイントをもらえる。そのスタッフの方、例えばいきいきサロン、今19のところをやっているというのですが、そのいきいきサロンのスタッフも高齢化しているのです。だから、どっちが面倒を見られるかわからないぐらい高齢化しているので、だからいきいきサロンに参加する人もポイント、それでスタッフにもポイント。そして若い人も、だから若いうちから健康に関する健康づくりの事業と考えるものについては全部ポイントを与えて、それで、別に二番煎じでもいいのです。だから、真室川は真室川独自のまたポイントを考えればいいのですけれども、ちょっと消極的な答弁だったので、その辺についてちょっと町長の答弁を求めて終わりにします。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 以前にも都会のほうでポイント制にして、地域にいる自分の父母の面倒を見てもらうというような、あったような気がします。それとはまた別なんでしょうけれども、本来は健康のためにやっぱりみずから自分の健康を考えてやっていくというのがスタンスでというようなことで、町として今までやってきていると思います。そういう健康づくりをやったおか

げでポイントがなって何かをもらえるというようなことは、余り町としては考えてこなかった点であります。確かに今はそういうことをやらないと、そういう健康づくりもしなくなっているというようなことがないということもあるのかなと感じているところであります。

先ほども答弁したように、町としての考えをこれから精査しながらやってまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き発言を許可します。佐藤正君。

○4番（佐藤 正） おはようございます。それでは、私からはさきに通告しておりました事項について、質問させていただきます。

初めに、環境型農業への支援策についてであります。

県では、平成25年度から4年間新しい短期アクションプラン（AP）を推進して雇用を創出するとしております。そして、新しい短期アクションプランを着実に推進するため、県では1．産業振興と雇用の創出、2．豊かな地域をつくる農林水産業の展開、3．環境資産の保全と創造活用、4．災害に強い県と地盤の形成、5．子育て支援と人づくりの充実、6．安全、安心な社会の構築など新たな施策を立てて予算を振り分けております。そして、施策全体の中で「産業の振興」「地域の再生」を掲げ、雇用創出を目指しております。最大の課題として中小企業の前向きな取り組みに対する支援の強化と企業の競争力強化に向けて融資制度を拡充、県産の優良な農林水産物を活用した6次産業化を目指し食品製造業との連携による商品開発を取り組む企業への支援策を打ち出しております。

農林業にも兆しが見え始めており、県の施策を当町でも活用できるのではないかと考えております。

一つの例として、JA真室川で取り組んでいる安楽城地区の旧安楽城支所跡地で行う加工所と現在営業しているコンビニエンスストアでの営業に対して町が支援を行い、町の産業課とJA真室川の連携による新しい取り組みによって6次産業化の促進と雇用拡大につながっていくのではないかと考えます。

T P Pの問題もあり、競争力のある農家をつくるために県でも力を入れているので、当町は耕蓄連携の町を目指してはどうか。

最近繁殖牛の畜産を経営する若者が増加しており、肉牛生産では高品質の生産を行っており、特に、全国共進会への繁殖牛の出品と成績は全国にも知られているところです。

当町は県内でも有数の豪雪地帯でもありますが、雪を活用する「利雪」に取り組み雪上散布による堆肥供給を促進する必要があると考えております。

利点として1、雪解けが早まる、2、散布機械の損耗の軽減、3、作業効率の向上等に期待ができる結果が出ております。

また、特別栽培米の取り組みにも実績があります。米食味鑑定コンクールにおいて、年連続

入賞 環境王国として全国に知られるほどになっているので、これからも環境に配慮した農業を継続する必要があるのではないか、今まで町で取り組んできた特別栽培米への助成は一俵当たりの金額を加算する内容であり、ある一定程度の効果はあったと思います。

耕種農家（園芸農家～堆肥マルチによるニラ、タラノ芽等）、稲作農家生産と畜産農家が連携して、他市町村にはない町内循環型農業を立ち上げるべきではないでしょうか。

今後、町の農業振興をどのように実施をしていくのかを町長に伺います。

次に、学童保育、幼児保育の確保について伺います。

当町でも少子化、高齢化が急速に進んでいる中、子供を安心して産み育てられる環境の整備が課題となっております。

県では2013年度の予算案で1. 結婚支援対策の充実の強化、2. 子育ての不安感と負担感の解消に向けた取り組みの強化、3. 仕事と家庭の両立支援の推進の3本柱を掲げております。当町においても共働きや一人家庭の小学生を預かる放課後児童クラブ「学童保育」の状況についてと同じく共働きや一人家庭の幼児保育について、現在の状況と今後の対策について伺います。

最後になりますが、除雪困難な地区の除雪体制の確保について伺います。

ことしは例年以上に豪雪となって町全体の除雪が困難をきわめておりますが、当町には道幅によって除雪車が入れない地区があり、また町道と認定されていない道路もあるので、除雪不可能な地区もあります。それで、そのような地区について町ではどのような対策をとっているのかと今後の施策について伺います。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 佐藤正議員のご質問、1点目の環境型農業への支援策についてお答えします。

いわゆる環境保全型農業の推進については、これまで農業施策の柱の一つに据え推進してきたところですし、これまでの取り組みについては一定の評価を受けているものと自負しているところです。

改めて申し上げることになりますが、町の第5次基本計画・前期計画におきまして、畜産農家と耕種農家の耕畜連携による資源循環型農業の推進を図り、食の安全と環境負荷の低減など、安全、安心、本物という付加価値をつけた、人と自然に優しい農業を理念とする環境保全型農業の普及を推進する必要があるとの認識に立ち、環境に配慮したこだわり米の生産振興や資源循環型農業の推進を施策の方向として位置づけているところです。

ご承知のように、当町における耕畜連携の取り組みは、売れる米づくりの取り組みの一環として、減農薬・減化学肥料栽培が注目され、堆肥施用による土づくりについての意識が高まり始めたことから、良質堆肥の生産、資源循環という形で約20年以上前から始まったものと認識しております。

当時は、畜産農家内部での畜産部門と耕種部門での自家施用との形でスタートしたわけですが、平成10年ごろに複数の酪農家が飼養規模拡大を図り、堆肥製造施設と関連装備を整備し、堆肥の供給能力が向上したこと、また耕種農家のニーズに応じて園芸用、土地利用型作物用としてそれぞれ供給し、運搬と散布も請け負うなどしたこと、さらに特別栽培米に加えてニラやネギなどの園芸作物も伸長しつつあったことなどを契機として、町全域を対象とした取り組みに拡大させることができました。

これまで国、県、関係団体と連携しながら推進組織の組織化や堆肥処理製造施設、堆肥舎、堆肥散布車両等の施設整備の支援などを通じて資源循環型農業の推進を図ってきたところで

す。平成24年の実績として、堆肥散布面積が200ヘクタール、稲わらの収集面積が150ヘクタールに上っていますし、議員ご指摘のとおり残雪を利用した雪上散布についても、作業期間の拡大や作業能率の向上、圃場面の保護等の課題解決が図られるとともに、融雪の効果も上がり好評を得ており、散布についてはほとんどが雪上散布となっていると聞いております。

また、特別栽培米などのこだわり米の出荷量についてもJA全体の63%に達し、栽培面積も拡大してきており、その成果として平成16年以降全国規模の米食味コンクールにて連続して入賞しているところです。

さらに、園芸部門においても近年転作作物としてニラ、ネギ、タラノメの生産がこの10年で急速に拡大し、約5億円の販売額となっているところですが、これが可能になったのも土づくりの重要資材である良質堆肥が潤沢に供給されるシステムがあったからこそのもと考えています。

さらに、平成23年度に整備を図った秋山牧場周年預託施設を活用した畜産振興の取り組みも耕畜連携の推進として位置づけられます。

新たに個人が資本投下をせずに飼養規模の拡大を図るとともに、稲わらや飼料米を活用した飼料自給率の向上をねらいとした事業ですが、今年度について飼料米40ヘクタール相当分、稲わらについても54ヘクタール相当分受け入れ、また堆肥還元も計画しており、水田を活用した飼料作物の作付や堆肥還元を通じて環境保全型農業を進展させるものとなっています。

平成20年に環境王国としての認定を受けることができたのも、こうした長年の取り組みの成果のたまものであります。

今後の課題としては、堆肥の需要がさらに拡大することが予想されますが、現在の散布組織においては、飼養規模や施設整備の面から限界があるものと考えますし、基本となる畜産経営の継続のためには、自給飼料の確保が課題となりますので、国、県と連携しながら技術指導や事業導入支援を進めてまいります。

さらに、国の事業である環境保全型農業直接支払交付金の平成25年度見直しにおいて、一定

の条件は付されるものの、堆肥施用についても交付金の対象となる見込みであることから、これを推進してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目の学童保育、幼児教育の確保についてであります。真室川町では、第5次総合計画、後期次世代育成支援行動計画に基づき、安心して子供を産み、子育てに夢をもてる町づくりを目指し、国や県の施策を基本としながらも、住民ニーズや関係団体、組織からの意見をもとに町独自の施策を講じています。

平成25年度から新たに不妊治療費助成事業として、国、県の助成費に加え、町の独自助成を行い、子づくりを応援してまいります。

また、未熟児入院養育医療費について、子育て支援医療費と合わせ実質無償となるよう給付を行います。

さらに、国、県助成が廃止される妊婦健診や子宮頸がん等ワクチン接種事業も、これまでどおり公費負担を継続してまいります。

国の子ども・子育て関連3法に則して、平成25年度には、子ども・子育てに関する住民ニーズ調査を行い、地域ニーズを的確にとらえ、市町村子ども・子育て会議に準ずる会議組織のもとで、各層の意見を踏まえ、新たな施策や施策内容の充実を目指して、子ども・子育て支援計画の策定を進めてまいります。

ご質問の学童保育の現状についてですが、ご承知のとおり放課後や日曜、祝日を除く学校休校日、休業期間中に子供たちの面倒を見ることができない家庭の児童を預かり、学年を超えた集団で安全にそして健やかな生活を送れるように指導員がサポートすることを目的に、事業を社会福祉協議会に委託し、町内3小学校のミーティングルームや放課後に使用しない教室を利用して、真室川学童クラブ、真室川北部学童クラブ、真室川あさひ学童クラブを開設しております。

このうち真室川あさひ学童クラブは、安楽城地区小学校統合に伴い、昨年6月から新たに開設したものです。開設当初は、登録人数、利用人数も少数でしたが、保護者の理解が広がり、また教育委員会所管の放課後子ども教室との連携も進み、本年1月末現在の登録人数は19名、一日平均利用人数は4.6人となっています。今後も徐々に利用者がふえていくものと思われます。

一方、真室川北部学童クラブは、平成20年度をピークに登録人数、利用人数が減少し、1月末現在の登録人数は15名、一日平均利用人数は3.1人となっております。

真室川学童クラブについては、年々利用希望者がふえており、1月末現在の登録人数は59名、一日平均利用人数は20.6人で、特に夏休みと春休み期間中の利用がふえ、昨年7月下旬から8月中旬までの利用人数は30名を超え、最大37人の利用児童があり、交代でミーティングルームと体育館、校庭に分散して1日を過ごさざるを得ない状況もあったとのこと。

長期休業期間中の適切な児童の居場所を確保するためには、学校の理解のもとで、管理上支障のない他のスペースの使用等を検討する必要があります。

次に、幼児保育の現状についてですが、2カ所の町立保育所とたんぽぽこども園において、共働きやひとり親家庭に限らず、家庭で保育が困難と認められる就学前児童に対して、保育を実施しており、たんぽぽこども園では、保育を要しない短時間利用児童に対しても同じクラスで保育、教育を実施しています。

21年度以降の3施設の総児童数はほぼ同じですが、4、5歳児が減少する中で、3歳及び3歳未満児の入所、入園がふえています。

24年度末の保育児童数は、安楽城保育所40名、釜淵保育所28名、たんぽぽこども園108名で21年度末に比べ2名の減となる見込みですが、こども園の短時間利用児童と合わせた総児童数は191名で、21年度末と同数となる見込みです。

新年度の保育所入所審査結果では、安楽城保育所42名、釜淵保持23名、たんぽぽこども園95名、町全体の保育児童は160名ですが、たんぽぽこども園の短時間利用児童を加え170名が3施設で就学前保育、教育を受ける予定になっています。

今後の利用児童数の見通しは、3歳未満児の利用希望状況にもよりますが、3施設とも徐々に減少していくものと考えています。

子供たちが生きる力を身につけていく基礎づくりにつながる就学前生活を過ごし、しっかり成長できるよう、町の教育目標と目指す子供像を踏まえ、3施設共通の就学前保育教育目標を定めてまいります。

これをもとに、それぞれの施設や地域の特徴、子供の年齢や成長の状況に合わせた保育教育計画を作成し、子供の最善の利益につながる就学前保育教育をしっかりと提供できるよう職員の研修、研さんを重ね、保育の質の向上を目指してまいります。

また、小学校区ごとに1つの就学前児童施設となったことを生かし、今まで以上に児童、教職員との交流、連携を深め、そして、より効果的な幼保小連携のあり方について、教育委員会を含め、学校や関係機関とともに研究、検討し、子供たちの生活が小学校へ滑らかにつながっていけるカリキュラムの開発を目指してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、3点目の除雪困難な地区の除雪体制の確保についてであります。積雪地域における冬期間の安全かつ安心な道路交通の確保は、通学、通勤、救急医療、消防、防災等の住民生活の安全確保、さらには産業経済の円滑な活動及び地域間交流の促進の観点から、極めて重要な問題であります。

町道においても未整備な路線が現に存在し、道路、橋梁の幅員の狭小や未舗装で機械除雪が困難な区間もあるため、町で1台保有する歩道用ロータリー除雪車を活用し、対応しております。それでも対応できない場所は家庭用除雪車を活用して対応しておりますが、これらについ

ては順次道路改良工事や簡易舗装等の手だてを講じていきたいと考えております。

また、私道除雪作業については、町道認定路線の除雪終了後に行っております。その他の生活道路についても、除雪機械の稼働可能な道路幅員、舗装状況及び障害物等のないものは現地確認の上、公道除雪に余裕が出た時点で稼働できる範囲内で実施するよう対応し、除雪困難地区の解消に努めております。

以上のように、町道以外の道路についてもできる限りの対応をしておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤正君。

○4番（佐藤 正） 畜産経営の継続のために、自給飼料に対する支援策というようなことで答弁をいただきました。その中で、堆肥の拡大の限界があるのだというふうなことを聞きました。でも、ここにさらなる改善を加えて応援をしていただいて、限界がないように進めていただきたいというように思います。

それはなぜかということ、堆肥というものはその前に畜産で飼料が必要になるわけです。そうすると、飼料が円安というふうなことで高騰化しているだろうと思います。当然燃料等も高騰化してくるわけです。今まで畜産等のほうに支援をして経営規模の拡大を図っているわけで、若い人たちが一生懸命そういうふうに取り組んでいるわけです。ところが、このような状況になりますと大変飼料の確保、その金額に対して懸念が出てきたなというふうに思っております。そうしますと、当然畜産をやっておりますと堆肥が出てくるわけで、そういうふうな部分をうまくコントロールしまして補助金等なんかも採用していただいて、町でもまずひとつ特段に支援をしていただいて、畜産を支えていっていただきたいなというふうに思うわけです。

その件で1つ、今後の課題として支援をしていただくようなことができないだろうか。いわゆる飼料に対して、全部飼料作物ということで町で米農家に対して減反対策としてとっているわけなのですが、それ全部飼料作物として牛にやるということは、ちょっと無理なのかなというふうに思っております。この前研修の際にも、それとあわせて購入した飼料をまぜてやっているというふうなことです。ぜひ町におかれましてその点に支援をしていただきたいということをお願いしたいと思いますが、その点をご説明お願いしたいと思います。

それから、2点目の……

○議長（佐藤忠吉） 佐藤正君に申し上げます。

1点ずつ質問されたほうがいいと思いますので。制限ございません。時間内何回でもいいですから。町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 議員の言われるように、このように円安が進んで飼料が高騰しているというのは現状のようでありまして、さらに円安傾向に進むような状況もあるようでありまして、当然輸入品が高騰していくというような状況が見えてくると予想されます。

そういう中でも、ある程度前政権が進めてきた戸別補償等によって、町がそれによって進めてきているSGS等の面積の拡大というようなことが幸いしてきているのだなと思っていますけれども、答弁したとおり、まだまだ足りない状況になっているというようなことであります。

国、県の勉強しながらというようなことを答弁したわけでありましてけれども、やっぱり即効性というようなことではなかなか難しい面があるのではと思っています。そういうところで近隣との連携もあるのではないのかなと思っています。一部酒田旧八幡町の人たちが真室川町のほうに飼料を持ってきているというようなことも聞いているところであります。量的にはまだまだなのでしょうけれども、それらをいろいろ調査、検討、または協力をしてもらいながら進めてまいらなければならないと思っていますところであります。

あと状況になろうかと思えます。今度名前が経営安定対策というようなことで変わるようでもありますけれども、25年はそのままでいくというようなことで、26年以降どのようになっていくのかということは農家の人たちからも出されてきています。現在のところ余りはっきりした答弁がなされていないというようなことであります。そんなに悪くはないとは思っていますけれども、そのほうに向けて、どの方向に向けて拡大をしていけばいいのかというようなことがはっきり出ていないというような状況が一番生産者の人たちが困っている状況ではないかと思っています。いち早くそういう状況を踏まえながら、的確な情報を生産者のほうにお伝えしながら、関係機関の皆さんとも協力しながら、連携しながらやっていかなければと思っていますところであります。

○議長（佐藤忠吉） 4番、佐藤正君。

○4番（佐藤 正） できるだけ、いち早く情報を収集していただいて対処をしていただきたいと思っています。

では、2番目ではありますが、学童保育と幼児保育の確保についてなのですが、今全部説明、答弁をいただきました。私どうということかと申し上げますと、学童保育については各地区でやっているというようなことでいいのですが、ただ、幼児保育についてなのですが、今若い夫婦の方々が仕事の件で勤務の中で新庄等遠いところに車で出勤しているわけです。そこで、朝どうしても早く出ていかなければならないというようなことで、じいちゃん、ばあちゃんがいれば何とか対処できるだろうと思いますが、そういうことができないというふうな部分が出てくるというようなことで、一部の方についてでしょうが、既に町から出て、新庄等にアパートを借りて、そこに住まいを移しておるというふうなことを聞いております。住みよい町づくりと、それからやはり人口の減少に歯どめをかける部分におかれましても、でき得る限りそういう問題点を解消すべきではないかなというふうな観点から、この質問をしたわけです。

子供を預けるということなのですが、時間に間に合わないというふうな部分の中で、でき得る限り保育所のほうでは、例えば安楽城地区の保育所、それから及位地区の保育所なのですが、

どのような状況になっているかをちょっと伺いたいと思います。朝のほうの時間です。それどういう対処しているのかが、朝早く先生が来て特別にやっているものなのか、それとも法的にその時間内でやっているものなのかをちょっとお聞きしたいです。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 町立保育所の朝の受け入れ時間についてということのご質問だと思います。

町立保育所における保育時間というのは、基本的には8時半から4時半という形で定めておりますが、それぞれの子供たちの通所の状況に応じて受け入れるもしくは交渉する時間が変わってきております。

まずは、朝につきましては現状では安楽城保育所については8時から受け入れております。釜淵保育所については、特別早くという方はいらっしゃらないということですので、8時半からということで受け入れをしております。ただ、職員は当然その前に向いておりまして、鍵を開け、冬場であれば暖房等をし、子供を受け入れる態勢づくりを進めていると。

朝の受け入れ時間については、その年、年で違ってまいりますので、一日入所するとき、もしくは入所申し込みのときにそれぞれの保護者から状況を所長が中心になって把握しておりますので、その状況に応じてご相談を申し上げているという状況にあります。

また、こども園のほうは7時半という受け入れをしておるようであります。その部分については、早朝保育時間という形で延長保育料をいただいているということですが、町立については、先ほど申し上げたように特別に早朝保育という体制をとっておりませんので、今の状況についてはその年、その年の保護者との相談という形になっているということをご理解いただければと思います。

○議長（佐藤忠吉） 4番、佐藤正君。

○4番（佐藤 正） 今の答弁をお聞きしましてなのですが、保護者との相談の上やっているというように、今現在は支障がないのでしょうか、ちょっとそこを。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） これまでの時間については、保護者からの苦情という部分は聞いてございません。

○議長（佐藤忠吉） 4番、佐藤正君。

○4番（佐藤 正） ぜひ、そのように取り計らって、若い人たちが我が町に残っていても全然問題ないということになりますようひとつ努力のほうをお願いしたいというふうに思います。

続いて、除雪困難な地区の除雪体制というふうなことで先ほど答弁をいただきました。除雪の機械が入るところは問題なくやってくるだろうというふうに思っております。

ただ、このたびの場合は非常に豪雪というふうなことで、大変な状態になっております。一

部なのですが、小又のほうの地区の除雪の機械が入れないところがあるのです。そういうところとか、それから秋山地区のところなのですが、狭くて入れないというようなところ、そういうところについては個人の方が除雪を行っているというふうなことでした。

今町長のほうから、そういうところについては対処をこういうふうな形でやっていくのだというふうなことの答弁をいただきましたが、その対処の方法だと思いますが、でき得る限り早く対処をしていただかないと、いろんなことが出てくるのかなというふうに思います。

それから、平等性からいいまでも、町道に認定になっているわけですから、そこははらうというの当たり前なのですが、認定になっていないところとか、それは本当狭くて入っていけないようなところに狭い機械を入れてやっているわけなのですが、認定されていないようなところとなってくると、どっちかと申し上げますと、俺のところは認定になっていないからはらってもらえないのかなというふうな認識になっているのかなというふうに思います。

当然その地区には区長さんがおりますので、区長さんのほうにもその問題点が行っているのかなと、そういうふうな話が町の当局に入って問題点としてその除雪についてどういうふうにやっていくのかというふうなことの問題点を処理しているのかな。対処の仕方としましてですね。それ例えば個人的にやっている人に対しては、機械と手間は別としまして、燃料代ぐらいのお支払いなんかは考えているのかなと、そういう部分をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 今議員のご質問で小又地区、秋山地区等の生活道路といいますが、通路的な要素の箇所がございまして、小又地区につきましては歩道用の除雪ロータリーが1台ございまして、それを真室川3地区でローテーションを組みながら回してございまして、それらを導入して、大型のものが入れない通路でございまして、それらで対応させてもらっているといったような状況でございまして。あとは、長沢前地区でも、そこは小型ロータリーを導入しているのですが、一部路肩等が狭くて、今冬については途中からちょっと危険性が増したものですから、役場の家庭用のロータリー、除雪機です、あれを持参してやったケースもございまして。ですので、手狭な道路の除雪については、基本的には小型ロータリーが入れる程度の公道であれば入れていきますけれども、路肩が緩くて踏み外すような場所はどうしても入れないというような実態もございまして。

あとは、民間活力といいますが、除雪をしていただいている分への燃料等の支給につきましては、ことしの豪雪等の経験からそういった部分も今後支援していければというようなことで検討してまいりたいと考えてございまして。

○議長（佐藤忠吉） 4番、佐藤正君。

○4番（佐藤 正） 路肩がやわらかいというふうなところについては、ぜひ簡易舗装でもしていた

だいて確保していただきたいなというように思います。当然家庭用でも、路肩も簡易舗装ぐら
いしていないととてもではないけれども飛ばせないというふうな状況だと思えます。私なぜそ
ういうことを言うかという、ふだんだったらそういうこと余り心配ないだろうと思うのです
が、普通の家庭用の除雪でも飛ばせないくらい、もう皆さんもわかっているとおり、肩が高く
なっているのです。だから、やっぱりそういうふうなところででかいやつでない飛ばせない
というような部分がございますので、それをやっていただきたいなというふうなことと、やは
り町民でございますので、町道でなくても平等性からいけばやっぱりせめて毎日のあれではで
きなくても、一部燃料費ぐらいの部分を見ると、そういうふうなことを今後の課題としてでは
なくて、今後やっていくというふうな考えをお聞きしたいなというふうに思うのです。その件
について、課長はもうぜひやっていくというふうな考えがあるかないか、ちょっと。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 議員がおっしゃられるその燃料についてですけれども、真室川地区でも、
私の自宅前もですけれども、町道にはなっていますが、除雪車は入ってございません。数軒ご
ざいまして、皆除雪機械を出し合って通路除雪をやっているというのが実態でございまして、
そのようなボランティア的にやっていただいている箇所等は、ちょっとまだ町でどのぐらいあ
るものかも把握してございませんので、最初まずその辺から調査させていただいて、実態を調
べたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤忠吉） ここで会議を閉じ、休憩します。

（午前 11 時 31 分）

（休 憩）

（午後 1 時 00 分）

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第 2、報告第 1 号 専決処分の報告についてを議題とします。**

質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第3**、議案第3号 真室川町監査委員の選任に同意を求めることについてを議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第4**、議案第4号 真室川町差首鍋地区生涯学習センター設置及び管理に関する条例の設定についての件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。9番、佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） 生涯学習センター、新庄市内にも同類の施設があつて、大変利用者が多いというふうになっております。当町のこの学習センター、年間どのくらいの利用者を見込んでおりますか。

それと、例えばクラブ活動で使用する場合なんか、宿泊施設がないわけですから、寝袋で寝たいとか、そういう要望がありましたら、どうお答えするつもりですか。

○議長（佐藤忠吉） 教育課長、佐々木明君。

○教育課長（佐々木 明） 差首鍋地区生涯学習センターの年間利用見込みという部分でございます。

現状を申し上げますと、差首鍋地区生涯学習センター、3月末見込みで1,800人ほどの利用になってございます。今後生涯学習センターとして位置づけをさせていただきまして、地域の方々を初め、外部からの利用も含めて、年間3,000人を超える利用を見込んでおるところでございます。

それから、クラブ活動等の利用という部分でございますけれども、当町には県の神室少年自然の家もございます。体育館のない施設でございますので、ぜひそういう施設と、あるいは梅

里苑等の宿泊施設と組み合わせていただきながら宿泊、長期の活用なんかもしていただければというふうに考えておるところでございます。したがって、当施設で現段階で宿泊するということは想定してございません。

○議長（佐藤忠吉） 9番、佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） 施設内と申しますか、箱物の中では宿泊を許可しないというふうに考えていると思いますけれども、夏場なんか、やっぱりキャンプしたいというような、外にテントを張って利用したいというふうな利用者が出たら、どうお答えをしますか。

○議長（佐藤忠吉） 教育課長、佐々木明君。

○教育課長（佐々木 明） 野外活動等を伴う形で、今議員おっしゃったキャンプ、テント泊、このようなものについてはグラウンド等を活用していただきながら、大いにご利用いただきたいというふうに考えています。

○9番（佐藤一廣） 終わります。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を求めます。質疑ありませんか。10番、五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） 旧差首鍋小学校ですか、これの跡地利用ということで生涯学習センターと名称を変えまして利用を図っていくと、こういうようなことになりました。

そこで、今同僚議員からも利用者の目標3,000人以上というような話をお聞きしました。この3,000人に持っていくためには、いろいろな運用方法を考えながらやっていくものと思われませんが、ここを利用したいと、こういうような人がまず最初に受け入れられると思うのです。それだけの運営の仕方、こういうものだけに終わるのか、それとも外部からなり、利用者を誘致するといえますか、利用を拡大する、そのような考え方はどのように考えていますか、それをお尋ねします。

○議長（佐藤忠吉） 教育課長、佐々木明君。

○教育課長（佐々木 明） 利用拡大の手だてというところだと思います。現在1,800人ほどと申し上げました。これは、ほとんど町内で、一部町外の利用もございます。今後生涯学習センターとして活用していくに当たりましては、3つの視点で考えてございます。利用拡大の手だてということです。

1つは、今中央公民館等を中心に生涯学習活動を展開してございますが、町民の皆さんからは中央集中型の事業展開だけではなかなか参加しにくいというアンケートなども出てございます。したがって、教育委員会事業、中央公民館事業を分散させるという考え方の中で差首鍋地区生涯学習センターに移行していくと。行政事業をまず一つ移行していくという考え方があります。

もう一つについては、地元組織に活用を大いにさせていただくと。学校は統合したものの、子供会活動等については地域に根差したものがございます。そういう子供会で利用していただく、

あるいは老人クラブ等についてもそれぞれの地域にございますし、そのような団体の方々にぜひ使っていただきたいと。いわゆる地元利用拡大を図っていくという部分でございます。

それから、3つ目はやはり外部からの利用者をふやしていきたいと。これについては、いわゆる地域資源として、例えばハッチョウトンボの観察会をセンターを拠点にしながら展開していく、あるいはふるさと学習ということで差首鍋あるいは高坂のオオカツラ、オオミズバショウ、そういう資源がございますので、それらを活用しながら、外部から誘客を図っていくと。そのような手だても考えてございます。

行政の事業の移管、地元の利用拡大、地域資源を活用した外部からの誘客、その3点で進めたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 10番、五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） るる考えているようなんですが、ひとつ中央公民館での生涯学習講座、いろいろ町でもカリキュラムを組みながら活動を行っているわけなのですが、これを分散する、そして小単位のグループになりますか、中央公民館でなくとも地域の人たちが少人数で集まれるような活動もできるのかなと思います。

そうしたところで、職員の常駐ということを念頭に置いているわけです。この職員の質といいますか、生涯学習にある程度精通したといいますか、そういう職員を置ければいいのかなという、私は私なりに思うのですが、そこら辺の職員の配置。

これと、もう一つは、こういうものを置くことによって一つの生涯学習センターとしての年間を通じた利用活動といいますか、カリキュラム、こういうものもつくりながら利用者をふやしていく、そして地域のため、全体のための学習活動、ないしは軽微な運動、体操、学習等々も当てはまるわけなのですが、そういうクラブ的なものも要請していくとか、カリキュラムの中でいろいろ考えていければなと思うのですが、そこら辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 教育課長、佐々木明君。

○教育課長（佐々木 明） 職員の常駐の部分でございますが、これは新年度予算にも当然かかわる部分でございますが、臨時職として1名常駐させたいということでの考えを持ち、予算要求をさせていただいてございます。

4月当初からいろいろ業務が始まるというようなこともございまして、既に公募をさせていただきまして、おととい締め切りになったという状況でございます。

3名の応募がございました。今後面接等をしながら、選考を決定していきたいというふうに考えてございます。

議員おっしゃるように、やっぱり生涯学習あるいは生涯スポーツ等にたけた人であれば、私どもとしても大変ありがたいということでございます。そのような人材が3名の中に入っていることを期待しながら、選考に当たっていききたいなと思ってございます。

あとは、やはり指導し、育てていくということも大事になってくるだろうというふうに思います。

それから、各種活動を通す中で恒常的に施設を使っていけるような、そういう団体を育てていくということも非常に大事なことであろうというふうに思っています。

これから議会で予算等を承認いただいた後に、地元にいわゆる管理運営委員会を立ち上げる計画であります。そういう中には、差首鍋地区のいろんな団体の代表者等も入っていただきながら、それぞれ地域の団体が継続的に、あるいは計画的にセンターを利用していただけるような、そのようなお願いやら、支援やらをしていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 2番、佐藤勝徳君。

○2番（佐藤勝徳） では、私からも2つぐらい質問させていただきます。

きのう町長が施政方針を述べられました。その中に後期の生涯学習推進計画をこれから推し進めていくのだというような、施政方針の中にございました。その一つの手だてが私はこの差首鍋の生涯学習センターがなるのではないかなと、そんな感じがしております。そういうところであるセンターが拠点として人づくり、あるいは地域づくりの本当の教育の場であってほしいと、そんなふうに願っておるわけですが、そういうことから考えますと、今課長がおっしゃいました職員の配置、臨時の職員を果たしてそこに1人置いて、ただ申し込みの受け付けをする、それから掃除をする、それだけでは私は本当の拠点となるのかなという、そんな感じがいたします。

今課長がおっしゃいましたように、3人の応募があったということでございますが、その中に果たして生涯学習、社会教育にたけている人がいるのかどうか、それはわかりませんが、もしできれば、社会教育主事の有資格者というまではいかないまでも、できるだけそれに近い人を配置をぜひお願いしたいと。そして、あの場で、このセンターでいろんなその生涯学習に関する助言でありますとか、地域づくりに対するプログラムの助言でありますとか、いろんなことをこれから助言できる人がいれば。このセンターとしての機能がすごく出てくるのではないかなと、そんな感じがいたしておりますので、ぜひそこら辺の職員の配置について、教育委員会担当課長としての考えをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 教育課長、佐々木明君。

○教育課長（佐々木 明） まず、冒頭の部分で生涯学習基本構想の推進計画のお話をいただきました。もちろんその中にこのような学習拠点づくり、あるいは人づくりという部分の位置づけをさせていただいたと。先ほども申し上げましたとおり、中央集中型から地域分散型に移行していく必要があるのだという方向性も出してございます。それらに基づきながら、差首鍋地区生涯学習センターを運営していきたいというふうに考えてございます。

指導力の高い、いわゆる専門性の高い職員の配置と、その必要性を議員はおっしゃっている

ということだと思います。これは、全くそのとおりだというふうに私どもも考えてございます。

ただ、総体的な職員数の減の中で正職員を配置しているということについては非常に難しいという判断の中で、臨時職員でも常駐させながらということで今回の手だてを講じたところでございます。

したがいまして、どういうキャリアのある方が採用されるか、ここは未定でございますが、先ほどもお話ししたとおり、やはり育てていくと、育てて、地域の皆さんに指導できるような、そのような人材にしていくということが大切だと思っておりますし、教育委員会事務局から出向きながら、いろいろ業務のアドバイス、あるいは一緒に仕事をするということも含めて、支援体制を整えていく必要があるというふうに考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 2番、佐藤勝徳君。

○2番（佐藤勝徳） 同じ質問、生涯学習推進本部長として町長の考えをお伺いしたいと思います。
本部長は町長でしょう。教育長。

○議長（佐藤忠吉） 教育長、竹田嘉里君。

○教育長（竹田嘉里） 今のご質問ですけれども、教育課の考え方は同じでありまして、まず育ててという考えに立っています。教育課のほうには、有資格者がかなり人数的にいますので、その役目を担う者は十分いると思っておりますし、これから審議される予算の中にも新たに資格を取るような者も予定されていますので、そんなことで抱えている人材を有効に使って、このセンターが機能するようにはしていきたいなというふうに思っているところです。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 教育課が先頭になってやっていくわけでありまして、また新たな廃校利用というようなことでは大いに町民の方も期待されているものと思っているところであります。

臨時者がどういう方というのは、私もまだ聞いていないのですけれども、すぐということとはなかなか難しいと思っております。先ほど答弁したように、育てながらと、一緒にやりながらというようなことで、また今まで利用している方をリピーターとしてやっていけるような体制づくりも必要かと思っておりますので、また町外にもアピールしながらということでもあります。

新庄は新庄であるのでしょうけれども、また新庄にないもの、または町独自のもの、また伝承野菜とか、いろいろなブランドまでもつながっていくと思っておりますし、また巨木というようなことも、そういうつながりを持ちながらやっていければと思っているところであります。

○議長（佐藤忠吉） 2番、佐藤勝徳君。

○2番（佐藤勝徳） 職員の配置については、教育委員会の考え方、いろいろあると思えます。先ほど教育長がおっしゃいましたように、教育委員会の中にはかなり社会教育の有資格者がいるわけで、指導力が大変優秀な方がいっぱいいらっしゃると思えます。

その中に、もしできれば常駐とまではいかないまでも、半常駐みたいな格好でその臨時の職

員がうまく機能が果たせるように育つまで、私はむしろ2人ぐらい配置して、1人はそういった教育委員会から出向かせて指導するのも一つの手かなと思います。

この生涯学習センターが本当に真室川町として素晴らしいものができたと、地域からも喜ばれる、そしてあそこを拠点として随分差首鍋地区も、あるいは町全体も人づくりでも伸びてきたし、地域づくりでも伸びてきたと言われる生涯学習センターにぜひしてほしいと、そんな願いがあるものですから、いろいろ質問しているわけです。

確かに新庄市は、もう宿泊施設まで備えた山屋小学校の跡地利用ということでやっておりますが、あれとは違った意味でのやり方だと思いますので、これからのこの差首鍋の生涯学習センターが本当に素晴らしいものであるようにひとつ、課長、教育委員会の職員を半常駐的なものにする考えはどのようにでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 教育課長、佐々木明君。

○教育課長（佐々木 明） 必要に応じてということのひとつご理解をいただきたいというふうに思っております。積極的にかわりを持っていきたいというふうには考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 3番、佐藤成子君。

○3番（佐藤成子） この条例のほう、よく読んでいないのですけれども、及位地区に……

（「読んでいない」の声あり）

○3番（佐藤成子） 詳しく読んでいないのですけれども、使用料金のほうなののですけれども、及位地区にも改善センターというふうな、生涯学習センターという名前とまた違いますが、似たような形で設立されてから、もう20年近くなるのかなと思いますけれども、当初やはりセンターという多目的なことができるということで、そのころ私たちも若かったものですから、いろいろな方をお誘いして、バレーボールチームを組んで大変利用させていただいたという経緯がございます。その当時は、まだ100円では借りられなかったもので、とてもお安くいいなと思うのですけれども、冬期間の使用料に関してはまず暖房費とかもかかってくると思いますし、子供だけで使用できるのかとか、夜間は何時までというふうな形はどういうふうにとっていく、そして土日の場合はどういうふうな、申請すれば土日も使えると思うのですけれども、管理する方がおられないというときは、どこの地区の誰が鍵を持ってられるのかとか、そういう細かい事柄がないと使いにくいのではないかなと思ったものですから、その点はどのようにお考えですか。

○議長（佐藤忠吉） 教育課長、佐々木明君。

○教育課長（佐々木 明） 議会には、条例を提案させていただいておまして、この条例承認いただいた後には、今度は施行管理規則、これは教育委員会に諮って規則を定めてまいります。その中で休館日でありますとか使用時間でありますとか、詳細を定めていくということになってございます。

なお、管理人といいますか、臨時の職員がいない場合の対応についても、先ほど運営委員会をこれから設置するというふうに申しあげましたので、運営委員会の中で十分検討していただいて、センター施設の近いところに、緊急時対応もごございますので、鍵の管理人をお願いしながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤忠吉） 1番、外山正利君。

○1番（外山正利） それで、私のほうからは学習センターの設置、管理以前の問題について質問したいのと、こういうように思っております。

学校が廃校した後の管理が教育委員会と、こういう枠の中でこういう発想が出てきているのだと思いますけれども、利活用の関係でいろんな議論はやってきているわけですね。その中で、これは教育委員会で管理している以上はこういう生涯学習、こういうものに絞られてくるのですよね。その廃校になった場合の管理については、本来から課を移しておくというのが、いろんな幅広い見地から利活用を考えた場合、なるのではないかなと私思うのですけれども、そのことをちょっと1点お聞きしたいということです。

それから、私縦割り行政については、国も県も地方自治体も縦割りでやっていますから、町だけ縦割り行政やめろなんていうようなことを言うつもりはありませんけれども。やはり今ほど教育課長の話の中で、利用者を1,000名ちょっとから3,000名までふやすと、それは県外も含めてやりますよと、こういう話です。

私も前に一般質問でたしか町中観光というようなことで、当町の場合はスポーツセンターがほぼそろっている、それらを利用して県外から合宿なりなんなり呼んだらいいのではないのと、こういう提案をした覚えがあります。教育委員会でやっている以上は、やはりこの学習センターの利用者を梅里苑に送ると、こういう作業しか出てこないのです。ここからはならないです。それ以上のことは、恐らく無理だと思いますし。

そして、できれば、町長にお願いしたいことは、両方とも相乗効果が、生涯学習センターも効果が出る、あるいは梅里苑も効果が出ると、こういうようなことだとすれば、ただ教育委員会で受けたことを梅里苑に送ると、こういうような形だけではなくて、少し担当課との、横との連絡ですか、協議機関といいますか、そういうものを考えてみてはどうかなと、こういうように思うのですけれども、この2点についてちょっとお伺いしたいと、こういうふうに思います。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） いわゆる教育財産という観点ではなく、一般財産というような考え、そういったご質問、前にあったかと思えます。ただし、財産区分を変えるということは、これ理屈のお話で申しわけないのですが、補助金の縛り、あとは起債の償還、これが終わらない限りは所管を移すということは、普通財産にして一括管理をするということは、これは困難であると。

これは、法律上の問題がありますので。

あとは、建物の内容、これまでの経過、施設概要をよく熟知しているのはやはり担当課でございます。これがなくなった場合に、何に転用できるかというアイデア、発想については、これまで公共用施設の検討委員会ということで課長補佐、主査クラスの中で検討されたと。大したアイデアは出なかったということではあります。その中で、これまで利用計画が出せない中で、やはり教育課だったからこそこの生涯学習センターという構想ができたのではないかなと、逆に私は思っております。

それは、それと考えがちょっと違うというふうに言われるかもしれませんが、一括管理の中ではやはり第一義的な責任者がいないと、どうしてもおざなりになりがちという傾向はこれは免れないと思います、過去の会議の経過からして。

これについて、あとは利用をいかに、その教育課だけでなく、町全体としてやっていくかということは、今まで議員各位からご意見等があったとおりでございますので、既にご承知のこととありますとか、巨木、巨樹へのいろいろなツアー等の拠点としてという話。あとは、あがらしゃれであったようなメニューをそこのランチルームを利用して提供するとかという話については、関係する課である程度の話はされてございますので、今後いかにそれを実施していくかということが課題だと思っております。それと連携ということは非常に大事だというふうに考えてございますので、今後それがスムーズに誘致、観光まで結びつけられるかというのは、今後の課題でございますし、教育課だけに任せるという気は町長もございませんし、担当課長もそういうふうには考えてございませんので、今後いかに利用拡大をして、まず第一番目でございますので、本格的な跡地利用ということでございますので、そういう経過を踏みながら、今後の発展できるような第一番目の施設としていきたいと考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 町長、井上薫君。

○町長（井上 薫） 今までもというようなことでありますけれども、保育所も空いて、それは福祉課で担当になったわけでありまして、そこで観光的なものをやりたいという相談は産業課に来まして、また秋田のほうからも最初来たのですけれども、話しして、今町内の方が及位保育所を利用していると。その後、滝の上保育所についても町内の観光的なものを、町の漆の漆器をやっていきたくと。あと、真室巻きですか、そういうところでやりたいということで滝の上保育所を利用しながら、残念に長く続かなかったという経緯はあります。

また、学校施設についても議会のほうで話してきた経過では、大滝または差首鍋、平枝について福祉的な業者が2回ほど来て、いろいろ見学等している状況であり、先週ですか、さらに教育課のほうに来て、酒田の業者が学校を見せてくださいというようなことで見学した経緯があります。

そして、最近で、また町の業者ですけれども、大滝小学校のほうを今見学しながら、利用で

きないか検討したいというような話が来ております。

一担当課だけではなく、今総務課長が言ったように、連携を深めながら、まだまだ足りない面はあろうかと思えますけれども、そういうPRもしながらやってまいりますので、ご理解願いたいと思えます。

○議長（佐藤忠吉） 1番、外山正利君。

○1番（外山正利） 総務課長のほうから、教育課にだけ任せるつもりはないと。誘客の関係になるのだと思えますけれども。そういうことをややもすると、どうも縦割りの中で動いてしまうという嫌いがやっぱりありますので、ぜひ横との連絡をとりながら、私は決して3,000人というのは甘い数字ではないと思えます。これは学校とか、そういうものを売ったりというようなことあれば、可能かもしれませんけれども、本当の意味での生涯学習といえますか、そういうものという数字からすれば、私は難しい、かなり厳しいのではないかなと思えます。

それで、あの建物全部、生涯学習に使うかどうかはわかりませんが、いずれにしてもまだ平枝小学校もありますし、差首鍋小学校についてはこれだけするには大き過ぎるわけですから、利活用については今後とも検討を進めていくのか、そのことをお伺いしておきたい。

○議長（佐藤忠吉） 教育課長、佐々木明君。

○教育課長（佐々木 明） 空き校舎含めて、空き公共施設について、行政内の検討をして行政的利活用という方向性は一応出してございました。

ただ、それを踏まえながら、さらに積極的な、これは地域経済の活性化を含めた積極的な活用ということでは、さらに検討を加えていかなければいけないし、外部にもPRしていかなければならないというふうに考えてございます。

先ほど町長のほうからちょっとお話出ましたけれども、現在いろいろ動きのある部分について若干お話をさせていただきたいと思えます。西郡分校、これについても地元の方々を巻き込んだ山菜、キノコ、そういうものを中心にした取り組みをしたいということで、ある業者さんが何回かおいでになってございます。それらについては、6次産業化という部分も見込んで動いているようですので、産業化を中心にしながら、連携をとって進めていこうと。近々また打ち合わせにおいでになるということでしたので、産業化を含めて、その辺は対応していきたいと思っていました。

それから、平枝小学校につきまして老人ホームとして活用したいのでということで施設を見に来られた業者さんがいらっしゃいます。大変中が立派だということでびっくりされておりました。ただ、余りにも大きいものですから、スプリンクラーの設置であるとかエレベーターの設置、あるいはフローの設置も必要だと、そんなことで何点か課題は話しておられましたけれども、現在施設利活用のレイアウトをし、経費の積算をしていると。その後にもまた相談に来るといようなお話をいただいております。これについては、その具体的な動きが出てきた段

階で福祉課等含めながら進めてまいりたいなというふうに思っています。

いずれにしても施設の直接の窓口として教育課が表に立っているのは、これは間違いのない話でありますけれども、関係各課との連携をとりながら、行政の総合推進という部分を進めなければならないというふうに考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第5、議案第5号 真室川町新型インフルエンザ等対策本部条例の設定についての件**を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。3番、佐藤成子君。

○3番（佐藤成子） インフルエンザの、今回はどのような状況だったのか。

そして、知らず知らず罹患してしまうというか、本当に目に見えない、感染経路がよく見えないというか、恐ろしい病気だなと思うのですけれども、まず今回の罹患の状況と、あとは人数、あと年齢層、小学生、中学生とか、あとは成人とか、わかれば。あとは、条例までの経過というか、その点についてお願いします。

○議長（佐藤忠吉） 佐藤成子君に申し上げます。

これインフルエンザの対策本部の条例を設定する案件でございますので、その辺のところに、例えばどのぐらい罹患したとかというのはやはりちょっと、それは予算審査の中で出てくると思いますけれども、この場は条例の設定ですので、その中で何かありましたら質問してください。佐藤成子君。

○3番（佐藤成子） それでは、条例の設定に当たり説明願います。

（何事か声あり）

○議長（佐藤忠吉） 佐藤成子君。

○3番（佐藤成子） 対策本部条例についての経過をお願いします。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 真室川町新型インフルエンザ等対策本部ということでの条例設定についての経過を若干ご説明申し上げます。

昨年5月11日に国で新型インフルエンザ等特別対策措置法という法律が公布されております。施行につきましては、1年以内でということでありますので、この春には法律が施行されるという運びになってございます。

平成21年のときに新型インフルエンザ、これは通称豚インフルエンザと言っていましたが、人にも感染し得るものということで、大変今までにない形のインフルエンザでしたので、それを新型と呼んでおりました。

その後も鳥インフルエンザ、これも従来から鳥インフルエンザという呼び名のウイルスはあったわけですが、いろんな変種、亜種というのが出てまいりまして、今後も感染力も強く、さらに毒性の強い、要は死亡につながるようなものが出てくる可能性を十分秘めているということで、国でも前回の21年のときの新型インフルエンザ発生、国外からの発生、国内での発生等々、非常に対策が後手後手に回った、もしくはその行動についてもあいまいな情報の中で国、県、市町村という形でそれぞれの取り組みが統一されていなかったという部分もあったようがあります。

今回は、事前にそういう部分については行動計画を含めて、明確化していこうという考え方のもとでこの特別措置法が公布され、間もなく施行されると。それを受けまして、都道府県並びに市町村が国が緊急事態宣言を発しましたら、速やかに対策本部で行動計画を実施できるという体制づくりをする必要があるということで各市町村に対策本部条例を設置するように求められたということで本条例の提案となっております。

○議長（佐藤忠吉） 3番、佐藤成子君。

○3番（佐藤成子） インフルエンザというか、雪害対策本部とかとはまた違い、体に関する対策本部条例ということで大変な危機感がまた強まるような感じがしますが、本部長とか副本部長とか置かなくてはならないときに、これはどの関係者の方がこういうふうに表示に入るかとか、やっぱり町長でしょうか、それとも病院関係者がそういうふうに入っていくのか、お願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 対策本部の本部長という部分については、町長ということで考えております。

21年のときも対策本部設置してございます。それに準じて対策本部を整備するという考え方でありまして。その本部長のもとに本部員ということで各課長が本部員として配置され、その下に今度推進部員という形で各課の課長補佐並びに担当職員等々が配置されるというように今の

ところ想定してございます。

○議長（佐藤忠吉） ほかに質疑求めます。質疑ありますか。8番、佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） 新型ですから、新しい形のばい菌が出てきたということなのだと思うのです。国としても危機管理的な要素から、緊急事態を宣言した場合に、各市町村に対策本部をつくれということだと思うのですが、これ対策本部をつくる際に一定の基準があると思うのですが、先ほど成子議員が言われたように、罹患率が大体どの程度だったら、こういう対策本部の必要性というのは出てくるのでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 罹患率というようなことではなくて、先ほども申し上げましたが、国が緊急事態宣言、これは恐らく国内での感染が発見されたと、そのウイルスが感染力が強く、なおかつ強毒性だという場合に緊急事態宣言を発するものかなというように思います。

その前段でWHO、世界の保健機関ですが、そちらでWHOがフェーズ4、世界的な感染が広まったということで注意しなさいという宣言をした場合には、政府がまず対策本部を設置いたします。さらに、都道府県も準じて設置をいたした後に、先ほど申し上げた緊急事態宣言を国が発した段階で市町村が設置するということになってございます。

○議長（佐藤忠吉） 8番、佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） 各市町村にそういう対策本部をつくることによってどのような対策が出てくるのか、例えばワクチンを供給するとか、あるいは専門医師を配置するとか、そういういろんな具体的な施策まではいっていないのですか。

あと、もう一つ、そういうものに対する予算面のこともあると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長、佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 具体的な行動につきましては、国がこの春、先ほど申し上げた法律の施行後に政府の行動計画を作成し、さらにガイドラインの策定を行うということになってございます。その中で予防とか防疫態勢とか、ワクチンの供給態勢とか、具体的なものが定められるかなど。さらに、それを受けまして、都道府県が行動計画を策定することになっております。

その行動計画に準じて、今度市町村の役割というのが明示されてきますので、その市町村の役割についてあらかじめ行動計画を策定しておいて、先ほど申し上げた対策本部が設置されましたら、速やかに国、県の指導のもとに、市町村が連携をとりながら拡大を防ぐ、もしくは患者が発生した場合の対処を行うということで今後の行動計画を策定したいと思っております。

○議長（佐藤忠吉） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、討論終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第6**、議案第6号 真室川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についての件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。8番、佐藤正美君。

○8番(佐藤正美) まず、この条例案を見ると、かなり多ページに、そこら大変ページ数が多いものですから、なかなか読んで理解できない面もあるのですが、地域主権改革の一括法というのは、地方分権の一環だと思うのですが、これらについてちょっと説明願えませんか。どのような法律なのか。

○議長(佐藤忠吉) 総務課長、新田隆治君。

○総務課長(新田隆治) 個別法があって、頭の法律が地域主権改革一括法ということで、前に第1次改革分ということでも、そのときに趣旨説明をさせていただきましたけれども、簡単に言わせていただければ、あくまでも地域の主権、独立性を促すために、これまで法律で許認可とかの権限を国が持っていたものを地方自治体に移譲するという流れでございまして、何がどの程度というのはちょっと今、前の資料になってしまいますので、個別にはこれはご勘弁願いたいのですが、これは第2次分の25年4月1日から施行されるものということで、国からこれ既に施行日が決められておる部分でございまして、段階的に来たもののうちというふうなことで、大筋でご理解いただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長(佐藤忠吉) 8番、佐藤正美君。

○8番(佐藤正美) 地域主権改革というわけですから、国で決めている法令を地方自治体の条例化しろという意味合いだと思うのです。

ただ、それはそれでいいのですけれども、仮に地方に権限移譲された場合に、これいろんな中身の分野で地方の裁量権でこれ変えることできるのかなと。やっぱり国の法令は法令としてそのまま地方の条例に取り上げろという意味合いなのか、どうなのですか、それは。

○議長(佐藤忠吉) 総務課長、新田隆治君。

○総務課長(新田隆治) 裁量権については、ある程度認められることにはなりますが、住民等の権利

等、あとは生活に及ぼす影響がこれを阻害するものでないというのが前提でございますので、いかにある程度の権限が移譲されたとはいえ、一市町村がこれまでやってきたものをやらなくてもいいよというものではないのです。今までやってきたものを、施行令等で定められていたものを改めて条例でやってくださいと。ただし、前も言いましたが、まだ財源移譲がなされていません。ということからすれば、すべてこれらが移譲されたから、補助金とか交付金がなくなるというものでもございませんので、その辺の流れがまだ一致していないというか、背景にはそういった問題があろうかと考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 8番、佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） これは、何分にも介護から町道まで、かなり範囲が広いわけですね。例えば介護の人数なんか、あるいは堤防なんかも出ています。堤防の規格なんかも出ていますし、あるいは町道の規格なんかも全部出ています。これが仮に完全に権利を移譲されて、各市町村でそれなりの規格の中で運営するということになれば、またそれはそれでいい面もあるのだと思うのですが、ただ問題はやっぱり予算というものが絡むわけですから、なかなか私が言っているような、そういう理解ではないかなと思って質問したのです。

これの一括法が施行されますと、まず単純に我々の身近な中で何が変わってくるのかなと思って、その辺いかがですか。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） これは、これまで定められていたものの根拠が変わるだけでございまして、今回移譲になった部分で、これまで国でやっていた部分を条例化することにおいて縮小されるとか拡大されるというものではございません。これまでどおりでございます。

あと、顕著な例で言いますと、これまであった所得税譲与金、これが廃止されたことによって確かにこの財源移譲はありましたが、これが確実に前は100%と、源泉徴収等確定申告で得られたものを計算に応じてそれなりの地方自治体に来たわけでございますが、これからは町県民税として集めざるを得ないといった部分、これはやはり地方自治体の徴収の力、あとは町民が所得税から去年の分としての所得に応じて納める分を徴収しなければならないということからすれば、これは地方からすれば、財源的には額としてはふえましたが、実質的な収入という分にはかなり痛手を負っているというのが正直な感想でございます。これがちょっと近ごろの顕著な例というのは、そうだというふうに思います。

また、あとは条例上の今まで言った福祉的のものでありますとか、道路の面でありますとかということに関しての悪い影響というものは今回はないというふうに考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第7**、議案第7号 真室川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の設定についての件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第8**、議案第8号 真室川町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の設定についての件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第9**、議案第9号 真室川町町道の構造の技術的基準を定める条例の設定についての件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。10番、五十嵐久芳君。

○10番(五十嵐久芳) これは、町道を設置する場合の幅員とか、いろいろな基準の定めになるのかなと思います。これこそが当町でやりやすい改革といいますか、改良といいますか、町道認定等々あるわけなのですが、変えやすい一つのこの一括法の地方分権の自立性だと思います。この辺についての今後の考え方、今町道ですと、幅員5メートル以上となっていると思うのですが、これは4メートル以上でもいいのか、これは臨機応変だと思いますが、そのような一つの設定基準の作り方、こちら辺はどのように考えておるのか。案外これ一番最初に取りつきやすいなんていうような感じしますので、お答えをお願いします。

○議長(佐藤忠吉) 建設課長、高橋忠君。

○建設課長(高橋 忠) 議案第9号ですけれども、町道の構造の技術的基準を定める条例というように、これは新設でございまして。地域主権改革一括法によりまして、今まで道路法によっておりましたが、道路法が改正され、1点目としては町道を新設し、または改築する場合における幅員、線形、勾配などの技術的基準を政令で定めている基準を参酌しまして、条例で定めることとしてございまして。

2点目としては、道路標識等の寸法も政令で定めている基準を、これも参酌して条例で定めたものでございまして。

この道路法の政令の参酌ということですが、今までも道路改良等ではその基準に倣ってきてございまして、この法律等に倣いますと1日の交通量が、表にもございまして、1万4,000人とか、莫大な数字になるわけですので、当町に該当するような路線は、表に記載されているようなものは基本的には発生しないのではないかなというようなことになると、4条のただし書きにございまして、第3種第5級等の道路に該当しまして、表には出てこない道路になりまして、今までどおりの道路改良等を行えるというようなことで理解してございまして。

○議長(佐藤忠吉) 10番、五十嵐久芳君。

○10番(五十嵐久芳) 今までどおりできるというのはわかります。

ただ、本当に今言いました1日の交通量1万4,000台なんというのは、ここの中には、我が

町にはないのかなと思いますが、これは町での条例ですので、かけ離れた数字の条例でそれ以内、これ以上を目標にしろという、台数とかのものだと思うのですが、何か0.何ぼだか掛けてもよいなんて書いていましたけれども、やっぱり町に合った一つのきっちりした条例に置きかえていくことがこれ大切なのではないかなと思うところです。今回は、これでいいと思うのですが、今後の検討課題として、やっぱりここの町の条例ですので、町に合った一つの基準、こういうものが必要かと思しますので、今後の対応についてお伺いします。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） この条例等の内容の数字でございますが、あくまで国のほうで設定している道路の構造令等のいろいろな専門的知識を持っている方で設定した数字でございますが、なかなか町独自で、町に合った数字を条例化するというのは相当な力量がないと、ちょっとできないのではないかと思います。

○議長（佐藤忠吉） 10番、五十嵐久芳君。

○10番（五十嵐久芳） これ日本国全体を網羅し、それに該当するような数字だと思います。だから、今最初の1ページ目の第1種第2級、平野部1万4,000とありますけれども、俺のところは1,400台でいいのだとか、やっぱりこういう地域の実情に合った数字を並べておくのが、町の条例ですから、雲をつかむような数字であっては、ちょっと解釈に難しいなと思うのです。

だから、こういうものを検討課題として、今どうのこうの言うのではないのですが、こういうものを条例としてきっちりしたものに仕上げなければなという思いがするのです。そうしたことから検討をしてみる考えはないのかということです。もう一回お願いします。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） その辺につきましては、県等にも相談しながら、仕事をしながら、数字の設定等についても指導を受けながら、できるものならば、例えば町全路線の交通量調査等もございまして、それを全路線一気にやり上げるということもちょっと不可能ですので、それらのデータとともに実際に積み上げて、それをバックデータに、今後県等に相談させていただいて検討させていただきたいと思っております。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで総務課長より発言の申し出がありますので、申し出を許可いたします。総務課長、新田隆治君。

○総務課長(新田隆治) 済みません。先ほどの地域主権のご質問の中で、私所得税に関して「特別徴収」と申し上げてしまいました。「源泉徴収」の誤りでございます。訂正方よろしくお願います。

以上でございます。

○議長(佐藤忠吉) ここで会議を閉じ、休憩します。

(午後 2時04分)

(休憩)

(午後 2時15分)

○議長(佐藤忠吉) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

○議長(佐藤忠吉) **日程第10、議案第10号 真室川町都市公園条例の一部を改正する条例の制定**についての件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。6番、名村肇君。

○6番(名村 肇) この条例の制定についてであります。提案理由の中にも高齢者及び障害者などの移動の円滑化の促進に関する法律の改正によりというふうな字句があります。

それで、今までもいろんな催しの中で軽車両とか車なども梅公園の中に入ることもありましたが、この際、一方通行にして交通事故を未然に防ぐためにも自然公園のもっと利活用ができるように、そして真室川の目玉になるような公園にするためにも、上のほうに少し駐車場を整備して、車が入るようにはできないかお尋ねします。

(何事か声あり)

○6番(名村 肇) では、予算のほうでいたします。

○議長(佐藤忠吉) 6番、名村肇君、そういうことで予算審査特別委員会の中で質問していただくことにしていいですか。

○6番(名村 肇) はい、了解しました。

○議長(佐藤忠吉) 6番、そのほかにありませんか。

○6番(名村 肇) いいです。

○議長(佐藤忠吉) 7番、大友又治君。

○7番(大友又治) これ一部改正になっているものですから、それでちょっと第1条の3で、住民

1人当たりの都市公園の敷地面積の標準となっていて、町が設置する都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とするというふうになっています。町民、大体今9,000人としましても約9ヘクタール。

それで、この条例改正によって町の都市公園の、その都市公園の定義もちょっと私わからないのですが、それも含めて、今真室川町の都市公園と言われている敷地面積、合計をとらえているか。そうすると、この一部条例が25年の4月1日から施行ですので、とらえていないとすると、そこを満たしていないとすると、それを満たすように設置をしないといけないのか、それが1点です。

あと、これの第1条の今度4の設置する場合においてとかというのがあります。だから、満たされているかどうかはまず一つです。それは、まだいいですね、議長、この条例の関連は。

○議長（佐藤忠吉） はい、どうぞ。

○7番（大友又治） だから、つまり10平方メートル以上とする、この第1条の3を町が今満たしているかどうかの把握はしているかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 第1条の3でうたっております10平方メートル以上という分につきましては、真室川町では都市公園としましては真室川公園、計画面積は16.2ヘクタールでございます。供用開始面積がそのうち15.8ヘクタールとなっています。運動公園が計画及び供用開始が15.3ヘクタールで、合計で31.1ヘクタールの供用開始になってございます。

議員が言われた町の人口を9,000人にしますと、1人当たりの公園面積が約34平方メートルになりまして、十分10平方メートルを満たしてございます。

○議長（佐藤忠吉） 7番、大友又治君。

○7番（大友又治） それで、この中に障害者、高齢者の移動等の円滑化の促進に関するということで、ちょっと3ページの特定公園施設の設置基準の中で、不特定多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する次の各号に掲げる特定公園施設に係る当該各号に定める道路の平均勾配は4%以下とすると。やむを得ないときは、8%以下とすることができると。

先ほど同僚議員のほうからも梅公園のことがちょっと出ましたけれども、あそこのおしん坂ですよね。ここの中を満たしているのかなのです。この条例に照らし合わせたときに、あそこ梅公園が、それが満たしていなくても、先ほど33ヘクタールぐらいあると。だから、それを除いてもいいのでしょうかけれども、その梅公園について、これ8%以下とすることができるとある。これ何%ぐらいの勾配でしょう、あそこ坂を。ここのところが一応この改正になったものから、これが梅公園についてはこれに抵触するのか、そこいかがでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 今議員が言われました条文につきましては、特定公園施設でございます、真室川公園は都市公園でございます。ですので、ここでうたっている8%以下等には該当しない公園でございます。

○議長（佐藤忠吉） 7番、大友又治君。

○7番（大友又治） 私もちっとわからなくて質問させていただいた。そうするとこの改正、真室川町都市公園条例の一部を改正する条例、これに抵触するものは真室川町には、真室川町はこの一部改正に全て抵触しないと、全部条件を満たしているということでいいわけですね。はい、わかりました。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第11、議案第11号 真室川町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定**についての件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。7番、大友又治君。

○7番（大友又治） 先ほどの公園条例の一部改正と同様の考えで、公共下水道条例の一部を改正する条例、これに下水道事業が条件を満たしているかどうか、そこをちょっとお聞かせください。

それで、あとちょっとわからないのは、2ページの第25条の5、地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他措置が講ぜられる。この可撓継手、ちょっとわかりませんのでその説明と、いろんな第31条までであるこの改正条例を満たしているかどうか。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 町の公共下水道の施工等は、この改正条例等を十分満たしてございます。

あと、可撓継手でございますが、塩ビパイプ、塩ビパイプ、4メートル物、4メートル物を接続するわけなのですが、その接続する接続設備が地震で震動した際に、4メートル物の塩ビ

パイプは、全体が揺れますと縦割れ等が発生する場合がありますけれども、そこで震動等によって継ぎ手部分が動けるような設備になっている継ぎ手がございませぬ。それらを使うというようになつてございませぬ。

○議長（佐藤忠吉） 7番、大友又治君。

○7番（大友又治） 新潟のほうの地震で公共下水道がまず、それはこの可撓継手を設置したのだと思うのですけれども、破損をして、それでバキューム等がこちらからも行ったということを知ったのですが、私、公共下水道、別に普及率のことだけではなくて、公共下水道がもし地震等で1カ所でもだめになると、もう上のほうは、つまり終末処理場まで行かないと使えなくなるわけですよ。そういった危険分散といいますか、そこで1カ所ぽんとなつたら、もう全部使えないと困るので、だからそういうリスク分散をするような、そういう対応をしているとは思いますが、極端な話、終末処理場の一番すぐ近くの本管がぽんとやられると、もうそこから向こうは全部だめなわけですよ。

だから、その想定としまして震度6強とか、震度6強に耐え得るような、そういう設計になっているとは思いますが、この可撓継手、その他の設置、そういう排除及び処理に支障が生じないような地盤の改良、こういったものが、これ改正だと思つたので、つまり3.11をとらえて、こういうふうなものが出てきたのではないかと思つたので、従来の町の設置についてはどういう基準だったでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長、高橋忠君。

○建設課長（高橋 忠） 今手元に従来の設置基準になるべき資料等を持ち合わせていませんので、後で改めて説明させていただきます。

○7番（大友又治） では、予算でまたあれします。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） 日程第12、議案第12号 真室川町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） 日程第13、議案第13号 真室川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

質疑を求めます。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） 日程第14、議案第14号 真室川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。9番、佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） それでは、1点だけお伺いしたいと思います。

この条例、国の制度に準ずるためというふうになってございます。現在この手当が基準とい

うか、国よりも高いのか低いのか、この辺のところはつきりお答えお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長、新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 個別になりますが、高いものと低いものと両方ございます。まず、基本的に宿日直手当については2万5,000円であったものを2万円に、あとは初任給調整手当というのが30万6,900円であったものが41万900円に、これは国より安い、今言った初任給は。あとは地域手当、これも今10%でございますが、今度は手当を含めた15%、これは国より安かったと。あとは、特殊勤務手当というものでございます。国よりこれは高かったので、これを下げるといった内容でございます。

○議長（佐藤忠吉） 暫時休憩します。

（午後 2時32分）

（休 憩）

（午後 2時33分）

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開します。

質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第15、議案第15号 真室川町学校林の設置、経営及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定**についての件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。8番、佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） 1つだけ。単純に見ますと、昭和23年から平成25年までの借り入れ期間が、これが伐期に達していないから28年まで、たった3年間延期したようですが、これどうしてなのですか。3年間延期しても大して変わらないではないですか。

○議長（佐藤忠吉） 教育課長、佐々木明君。

○教育課長（佐々木 明） 学校林の形態については3つございまして、町有林も一部ございます。

それから部分林、そして貸付地ということで、この貸付地については森林管理署との契約ということになるわけですし、これは相手方の契約条件という部分で3年ごとに契約を更新し、伐期に達するまでということになってございます。

その背景には、貸付地なものですから、使用料を支払いしてございます。何年間に1回ぐらいは使用料の見直しも含めて契約が変わってくると、そのような形になってございます。

○議長（佐藤忠吉） 8番、佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） 学校林ですから、単純に産物を排出するという意味合いばかりでなくて、教育の面でもやっぱりこういうものを活用しているのだと思うのですが、最終的に、言ってみれば産物になるわけですから、伐期適齢期を何年に設定するかによって、これは当然木材の価値も違ってくると思うのですが、最終的にそういうものを製品として処分する場合に配分というのは、大体どのような取り決めになっていますか。

○議長（佐藤忠吉） 教育課長、佐々木明君。

○教育課長（佐々木 明） 今回提案させていただいている貸付地については、町で使用料を払って、学校林として使わせてもらっているということですので、伐採による収益は100%町ということになります。

あと、部分林につきましては森林管理署との契約の中でございますので、町が8割、森林管理署2割という基準になってございます。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありませんか。9番、佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） ちょっと1点だけ。課長、25年の3月31日で切れるものを3年間延長するわけですね。その前の期間は、何年に契約したのですか。

○議長（佐藤忠吉） 教育課長、佐々木明君。

○教育課長（佐々木 明） 貸付地は、3年更新という形になってございますので、3年前と。

○9番（佐藤一廣） 22年、ずっとやっている。

○教育課長（佐々木 明） というふうに理解してございます。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） 日程第16、議案第16号 真室川町市町村審査会条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） 日程第17、議案第17号 真室川町産業振興条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。7番、大友又治君。

○7番（大友又治） 産業振興条例、用地の取得の5%を整地等造成費を含む30%に改める。ただ、これ上限の1,000万は変わらないですよ。これ対比表見ていると、5%のときも上限は1,000万、30%にしても1,000万。ただ、5%で1,000万になるのはなかなかないということで、確かにこれは優遇措置にはなっているのですけれども、ぱっと見て、1,000万が変わってなかったんで、その辺は最初から1,000万はもうそれで上限だろうと、これ以上なかなか出ないだろうという設定で1,000万にしたのでしょうか。その辺どうでしょう。

○議長（佐藤忠吉） 企画課長、庄司喜一君。

○企画課長（庄司喜一） ただいまのご質問についてでございますが、産業振興条例、平成19年に制定いたしました。それから、ことしで5年を迎えることになります。

その中で用地取得というものが今まで2件ございました。そういうふうな中で、今まで取得してこちらのほうから交付した金額、それからあと隣接市町村とかありますけれども、そういったものを勘案して1,000万上限ということで、町の土地の価格等を考えても、来る企業の取得面積にもよりますけれども、このぐらいあればというふうなことで一応上限の1,000万は変

えないで30%という、県内でも30%は上位のクラスであります。

○議長（佐藤忠吉） 7番、大友又治君。

○7番（大友又治） 敷地造成費等を含め、30%相当額というふうに今回変えようとしているのは、何かそういうことにこういうことが適用になりそうな案件があるのかないのか、これはここで言えるかどうか。そういう案件は今あるのかないのか。それ差し支えなければ教えていただきたい。

○議長（佐藤忠吉） 企画課長、庄司喜一君。

○企画課長（庄司喜一） 現段階で真室川のほうに新しい工場を建てるというふうな、ほかから来るというふうなことは、私のほうにはまだ相談は来ておりません。現在ございません。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第18、議案第18号 真室川町町営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定**についての件を議題とします。

質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第19**、以上をもって本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

3月11日の本会議は、午前10時より開会いたします。

本日はご苦労さまでした。

（午後 2時43分）